

公職選挙法違反について

平成19年7月29日に行われた「参議院議員比例代表」で落選した「福本亜細亜」氏の選挙法違反（文書頒布違反）で選挙事務所が自宅搜索され、東北福祉大学野球部のOBに公示前、投票を呼びかける違法な文書を送付した、と新聞・雑誌で話題となった。

この福本氏の選挙違反に、連盟の東部総局が大きく関わっていたことは余り多くの人には知られていない、むしろ極秘に終焉を計ったのが事実である。

それは、6月28日の東部総局の理事会で「違法の文書の頒布」が決議され、それを7月9日に行われた本部の常務理事会で西坂常務（東部総局局長）から提案があった事が発端であった。常務理事会では選挙法違反の恐れがあるとの意見(二名)が取り上げられダンス連盟としては「文書の頒布」はしなかったのであるが、既に、東部総局の会員全員に違法の文書を送付されていたのである。

私は、直ちに私がレッスンをしている住居地の「選挙管理委員長」に文書を見せたところ「完全に法律違反の文書です。特に公示前60日間は、大変に厳しくなっていますので、この様な文書を公益法人が頒布したことが分かると重大な結果を招くであります。」との返答を戴いたのである。

幸いにして、総局の文書が警察やマスコミに流れることは無かったが、もし財団法人日本ボールルームダンス連盟が全国に配布していたならば、と思うと背筋に冷や汗が流れる思いであった。

後に6月28日に開催された「東部総局理事会」の「議事録」が送られてきたが、西坂局長の発言のみでなく、内田監事長の発言として「積極的に推薦することを理事会で押したい」など、常識では考えられない事態であった。

しかも、愚かさ加減は、それを堂々と「議事録」に掲載しているのである。文部科学省がこの文書を手にしたならばどの様な措置が考えられるであろう。

東部総局の文書であっても、両氏とも本部の理事・監事である。

民法の第59条の監事の職務には、

2. 理事の業務の執行の状況を監査すること。
3. 法令、寄附行為に違反し、著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は主務官庁に報告すること。 とあるのである。(総会＝理事会・評議員会)

当時、企業のコンプライアンス（法令順守）が社会的に大きな問題となっていた。例えば、雪印乳業や牛肉輸入、又は「北の恋人」や「赤福」の賞味期限の改ざん、等がマスコミで大きく取り上げられていたのである。

企業は、一般購買者の信用を失う事により役員の退任、企業の破産などにお

いこまれるが、公益法人としては、即、監督官庁の裁断により認定の取り消しもあることを銘記しなければならない。

又、これが公になれば、三角会長のお顔に泥を塗ることになるのである。西坂局長、内田理事も退任しただけでは追いつかない事をよく考えて戴きたい。

今回の事件は、起こるべくして起こったと言えよう。

以前、東部総局の副局長が規定に違反し、審査員に不正な働きかけをした事に、私が絶対に引かなかったことを覚えている人も多いと思うが、坂根君が憎いのではなく、それを庇って「ウヤムヤ」にしようとした総局の正副会長と一部の常務理事の姿勢について「連盟の今後に大きな危惧を抱いた」のである。

この様な事が放置されれば、今回は必ず「重大な過ち」により、「公益法人」の取り消しに繋がってゆくと私は危惧している。

愚者を賢者になれ、等と無理なことは言わない。自分が知らない事があれば、周りにブレーンとして自分を補佐することが出来る様な人物を配すべきである。

又、法律に暗ければ、澤野弁護士に聞くなり、回りに居るであろう法律に詳しい人に相談すべきではないか。

トップに在る者は、常に細心の注意を払って危険を予知し、避けねばならない。少しでも不審があるときは、その手当てをしなければならぬ筈である。

今回の問題でも、50数名の出席者があったにも係わらず東部総局理事会で一人も「選挙違反」に思い至らなかったのが、私には信じられない。

もしも、誰かが発言し、それに耳を貸さなかったのであれば、当然、正副局長の責任である。少なくとも「危険性に」誰も思い巡らせられなかったのか？

東北福祉大学野球部のOB宛てであれば、一種の同窓会と同じであるが、財団が関与していたとなると、只では済まされない。

「法律に違反していると思わなかった」と言っても通用しない。

これは正に「危機管理意識の欠如」であり、連盟のトップにある者としての「資質の問題」であろう。しかも、一人は現在の連盟の副会長であり、もう一人は、東部総局の監事長と連盟本部の資格審議委員長を歴任しているのである！ この様な人達で、連盟が「公益財団」の認定は受けられるであろうか？

幸か不幸か、福本氏は最下位の当選者の三分の一以下の得票で落選した。当選していると、後の追及も厳しくなるそうである。又、その頃話題になっていた西川史子（女医・タレント）との結婚が話題に上り、先の公職選挙法違反についても法律違反として今から取り上げられる心配は無いであろうと聞き、今、取り上げたのであるが、連盟内部の責任は重大と考える者である。